

○上越教育大学イメージキャラクター着ぐるみ貸出要項

(平成27年3月31日学長裁定)

最終改正 平成31年3月22日

(趣旨)

第1条 この要項は、上越教育大学（以下「本学」という。）のイメージキャラクター着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出について必要な事項を定める。

(使用目的)

第2条 着ぐるみは、次の各号に掲げる目的で使用する場合に貸し出しできるものとする。

- (1) 本学の行事及び広報活動
- (2) 地域貢献活動
- (3) その他学長が許可した目的

(貸出品目)

第3条 貸し出しする品目は、原則として次の各号に掲げる品目一式とする。

- (1) 着ぐるみ 1体（胴体、手袋、スポン、靴及び収納袋）
- (2) 使用説明書 1冊

(貸出対象者等)

第4条 着ぐるみの貸出及び使用対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の学生及び職員
- (2) その他学長が適当と認めた者

(貸出基準)

第5条 学長は、貸出内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、貸出を許可することができるものとする。

- (1) 本学の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 本学の正しい理解の妨げになり、又は妨げになるおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体等を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、学長が着ぐるみの使用について不適当と認めたとき。

(貸出申請及び貸出許可)

第6条 着ぐるみの貸出を受けようとする者（以下「借受人」という。）は、別記様式の貸出申請書を、学長に提出するものとする。

- 2 前項の申請は、着ぐるみ使用予定日の原則1週間前までとする。ただし、学長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。
- 3 学長は、申請受理後、審査の上、適当と認めるときは、別記様式の貸出許可書を交付するものとする。
- 4 着ぐるみの受領及び返却は、広報課にて行うものとする。
- 5 学長は、貸出許可した後であっても、借受人が本要項に違反した場合又は維持管理上やむを得ない事情がある場合には許可を取り消すことができるものとする。

(貸出期間)

第7条 着ぐるみの貸出期間は、原則として1週間以内とする。

(使用料)

第8条 着ぐるみの使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第9条 借受人は、着ぐるみの使用に当たり次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを転貸したり、貸出の目的以外のために使用しないこと。
- (2) 着ぐるみに衣服を被せるなど、現状を変更しようとするときは、あらかじめ学長の承認を受けること。
- (3) 着ぐるみの運搬及び維持管理に要する費用は、借受人において負担すること。ただし、学長が貸出の性質により、これらの費用を借受人に負担させることが適切でないと認めた場合を除く。
- (4) 使用に際しては、破損又は汚損しないよう十分に注意すること。
- (5) 使用に際しては、必ず補助員を1人以上配し、衝突、転倒及び熱中症など事故が起こらないよう十分注意すること。
- (6) 使用場所が指定されている場合は、指定された場所以外で使用しないこと。
- (7) 雨天等の荒天時に屋外で使用しないこと。
- (8) 火気等危険物の周辺で使用しないこと。
- (9) 事故が発生した際は着ぐるみの使用を取り止め、直ちに必要な救急措置をとり、広報課へ報告すること。
- (10) 着ぐるみ貸出期間終了後は、遅滞なく広報課に返却すること。
- (11) 使用説明書の注意事項を遵守し、広報課の指示に従うこと。

(損害賠償)

第10条 借受人は、故意又は過失により着ぐるみを汚損し、破損し、又は紛失したときは、その原状回復に要する費用を弁償しなければならない。

(事務の処理)

第11条 着ぐるみの貸出に関する事務は、広報課において処理する。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月23日)

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日)

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

年 月 日

上越教育大学長 殿

借受人
住 所
所属・団体
氏 名
連絡先 電 話：
E-mail：

上越教育大学イメージキャラクター着ぐるみ貸出申請書

下記のとおり上越教育大学イメージキャラクター着ぐるみの貸出を申請します。
なお、使用に際しては、上越教育大学イメージキャラクター着ぐるみ貸出要項を遵守します。

記

- 1 貸出申請物品
上越教育大学イメージキャラクター着ぐるみ 一式
- 2 使用目的
- 3 使用場所（屋内外の別を含め可能な限り詳細を記載）
- 4 使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 使用計画書（使用予定者及び補助員1人以上の所属・氏名を含む。）
別添『使用計画書』（任意様式）のとおり

年 月 日

上越教育大学イメージキャラクター着ぐるみ貸出許可書

殿

上越教育大学長 印

年 月 日付けで申請のあった上越教育大学イメージキャラクター着ぐるみの貸出及び使用を許可します。

なお、借受人が上越教育大学イメージキャラクター着ぐるみ貸出要項に違反した場合又は維持管理上やむを得ない事情がある場合には、許可を取り消すことがあります。

留意事項

- 1 上越教育大学イメージキャラクター着ぐるみ貸出要項及び着ぐるみ使用説明書を遵守すること。
- 2 申請内容に変更が生じた場合は直ちに届け出ること。
- 3 その他注意事項は経営企画課企画広報室からの指示に従うこと。